

知北霊園墓石設置基準

- (1) 墓標の高さは、2 m以内としてください。
- (2) 墓標その他これに類するものは、境界ブロックの内面から、5 cm 以上控えてください。
- (3) 墓標以外の設置物〔墓誌・像・灯籠・荷物台、等〕の高さは、85 cm 以内としてください。
- (4) 囲いについては、境界ブロックの内面からとし、その高さは、50 cm 以内としてください。
- (5) 盛土については、境界ブロックの内面からとし、その高さは、15 cm 以内としてください。
- (6) 植栽については、境界ブロックの内面からとし、その高さは、70 cm 以内に整形できるものとしてください。
- (7) 1 区画に設けることのできる墓標は、原則として1基です。
- (8) 境界ブロックは、どのような理由があっても取外したり、移動することはできません。
- (9) 墓標は、区画プレート側から建立していただきます。

*高さはすべて、通路に面している境界ブロック上面からの高さです。

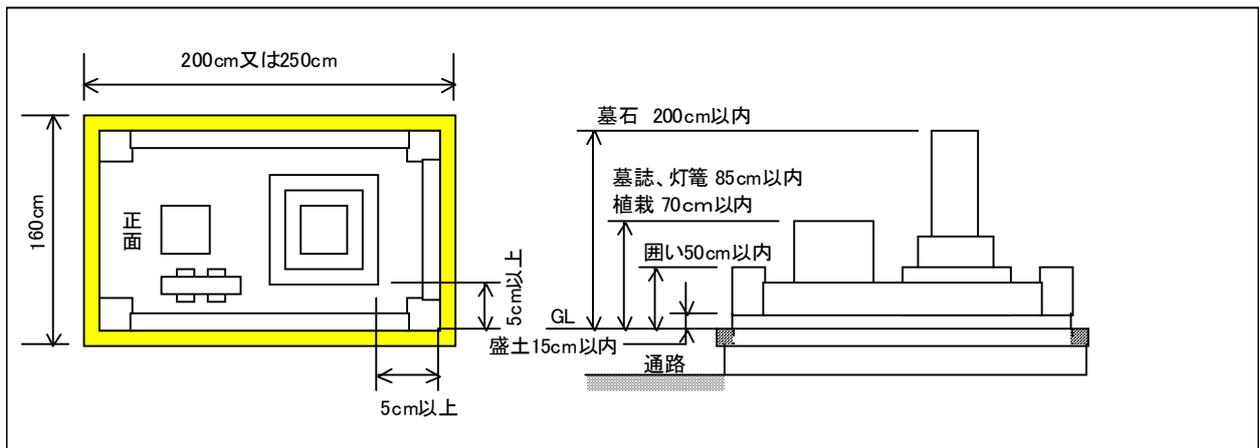
*墓標設置例を参考にしてください。

*墓地使用者以外の名前での墓石への刻字は承認できない場合があります。

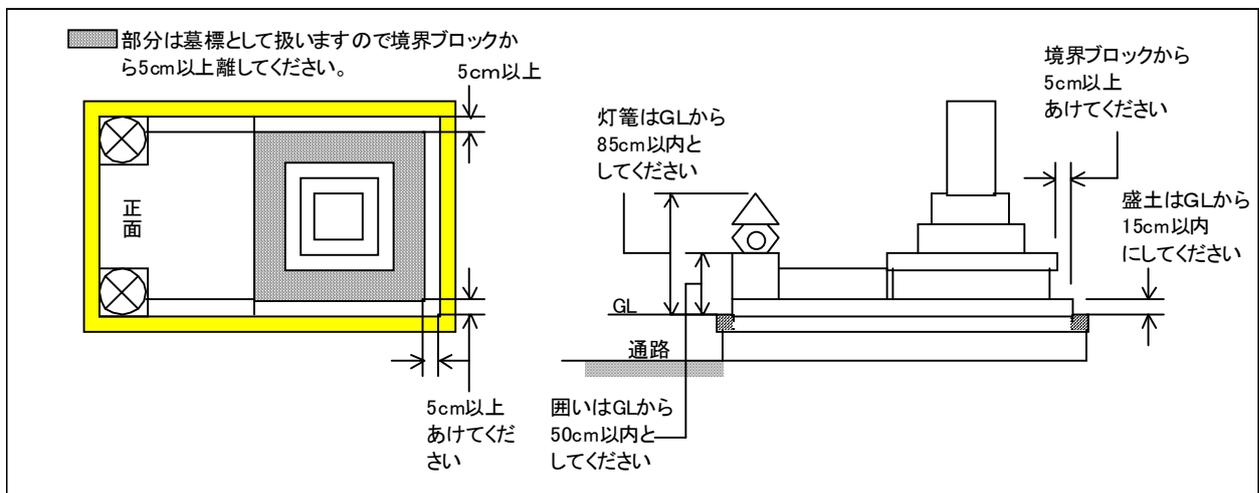
*工事完了検査後でなければ、納骨できません。

墓標等設置例

標準的な墓地における制限高等



例 囲いと墓標が一体となっている場合、灯籠が囲いの上に乗っている場合



●その他墓石の設置で特殊な場合は、事前にお問い合わせください。